

質問・回答 一時預かり事業 2019.8.9 幼保運営課

No	項目	質問	回答
1	申請書	特定子ども・子育て支援施設等確認申請書の添付書類について、原本である必要があるか	写しでも可能です。
2	領収書	代表者職氏名、押印は法人の代表者でないといけないか？ 法人の押印が必要な場合本部が離れていたり押印に日数を要するため簡素化できないか	各法人等の取り決めにより、証明することができる立場の方が証明してください(園長に権限がある場合は園長の証明で可能です)
3	領収書	電子マネーの支払いを導入していたり、口座引き落としを行っているため領収書の発行をしていない場合の対応について	償還払いとして保護者が市に施設等利用費を請求する際は、請求書のほかに①無償化対象経費と対象外経費が区別された書類②当該事業を提供したことの証明書が必要になるため、これらの確認ができる書類を発行していただく必要がある旨国より回答がありました。 国からの回答を踏まえ、事務負担を考慮し①と②を兼ねた書式とすることを検討しています。
4	市民案内	案内文に「保育の必要性の支給認定通知書のご提示をお願いします」の文言を記載してほしい。	対応しました。
5	制度	1号認定の児童で十分な預かり保育が利用できない場合一時預かりの利用が11,300円から預かり保育無償化分まで無償となり、利用が可能となっているが、千葉市では1号児童については幼稚園が休園日、夏休み期間のみ利用を認めている。この点の取り扱いについて、国の制度上利用は認められるが、千葉市では認めないとして制限をすることは可能か。	自治体の判断で、従来通り利用の制限は可能とされています。